



女性に対する暴力をなくす運動週間

11月12日(土)～25日(金)に啓発運動を実施



女性に対する暴力をなくす運動は、1994年2月にアメリカで始まりました。

日本でも、運動週間の11月12日～11月25日に毎年啓発運動を行っており、全国各地の『ゆるキャラ』も胸元等に紫色のリボンを着けて各種イベントに参加するなど、啓発運動に参加します。



このイラストはパープルリボン(purple ribbon)です。黒く表示されていますが、本来は紫色のリボンの形となっており、『女性に対する暴力をなくす啓発運動』のマークとなっています。

内閣府の男女共同参画局による啓発運動では、観光名所(東京タワー・通天閣・明石海峡大橋・海遊館・太陽の塔・京都タワー)等で「パ・プルライトアップ」(紫色の明かりを灯す)を実施しています。

今年の京都タワーの「パ・プルライトアップ」は11月15日(火)17時30分～22時00分です。昨年は天気も良く、八幡市でも京都タワーの「パ・プルライトアップ」が、八幡備前の高台付近から見えたそうです。今年は見えるでしょうか？

◆「八幡市女性に対する暴力をなくす運動週間啓発講座」

●日時:11/22(火)13:30～ 場所:八幡人権・交流センター

参加者募集中 無料

「身近に潜んでいます！あなたのすぐそばDV そして高齢夫婦の現在(いま)」～女性相談の現場から～
講師:上野美代子さん(ウイメンズカウンセリング京都、八幡市女性専門相談員、フェミニストカウンセラー)



働く女性のこころの相談<予約制>

働くことにかかわって女性が抱えるさまざまな不安やストレスに女性カウンセラーが対応します。

京都市男女共同参画センター ウィングス京都

●相談日時：第1・第3火曜日 17時30分～20時30分
●問い合わせ：075-212-7830

DV（ドメスティックバイオレンス）

DVは、夫婦（内縁含む）や恋人などの親しい男女（パートナー）間で起こる暴力の事を言います。DVはどんな理由があっても、『暴力をふるうことは決して許されない行為』であり、決して「夫婦げんか」や「恋人間でのけんか」の延長ではありません。

相手の『心や体を傷つける暴力は重大な人権侵害です』。

あなたや、あなたのパートナーに当てはまるものはありますか？

DVの基本的な一例です。一度チェックしてみてください。



【身体的暴力】・・・身体を傷つける暴力

殴る/蹴る/物を投げる/首を絞める/髪を引っ張る/腕をねじる/刃物などの凶器をつきつける

【精神的暴力】・・・心を傷つける暴力

大声で威嚇する/暴言を吐く/脅かす/無視する/人間性・人格を否定する/すぐに「別れよう」と言う
「誰のお陰で飯食えてるんや！」と言う/怒鳴る/嫌がっているのに故意に嫌がることをする・させる

【性的暴力】・・・性を強要し、心も身体も傷つける暴力

嫌がっているのに性行為を強要したり、裸や性的な画像を撮る・見せる/卑猥な言動を言わせる
避妊に協力しない/中絶を強要する/自分の性癖に合わせた服装・下着を着けるのを強要する

【経済的暴力】・・・経済的な優劣をつける暴力

生活費を渡さない/仕事に就かせない・辞めさせる/仕事を探させない/健康保険証を渡さない

【社会的暴力】・・・社会から孤立させるような暴力

外出や、親族・友人との付き合いを制限する/手紙やメール・Lineなどをチェックする(削除する)
外出時(や一緒にいない時に)電話やメール・Lineなどで行動を報告させる(GPSで追跡する)

【子どもを巻き添えにした暴力】・・・子どもの心や身体を傷つけるような暴力

子どもの前で暴力を振るう、非難・中傷する/子どもに暴力を振るう、振るうと言う(おどす)
「別れるなら子供(の親権)は渡さない」と言う/性的なものを見せる/性的な行為をする・させる

❀気付いてください❀

DVの被害者は、家族や恋人などのことを話すのに抵抗があり、一人で悩まれている方が多いため、知り合いなどの身近な方が、DVに気づくことが重要です。そのため、ぜひDVについての正しい知識やDV被害者のことを知ってください。

よく「DV受けたら逃げたら良いやん」、「そんな暴力振るう人となんか別れたらええねん」と言う方がおられますが、「逃げたら今よりも暴力がひどくなるんじゃないか」という恐怖感や、「今は働いていないし、離婚後の生活を考えたらできない」など、様々な要因が関係していることから、DV被害者の言葉に出せない状況に気づくことも大切です。

❖力になってください❖

- ① DVを受けている人から相談された時には、先入観で見たり聞いたりせず、『勇気を出して相談した』ということを入れて相談に乗ってください
◎被害者に寄り添う・・・「あなたは悪くない」・「あなたは一人じゃない」と励ます
×被害者を追い込む・・・「あなたも悪い」、「夫婦（恋人）だから我慢が足りない」、「別れたら？」と言う、相手に直接話をしに行く（と言う）
- ②対応しきれない時は相談機関で相談を受けるように勧めてください。

❖相談してください❖

「家庭での出来事だから」「夫婦での事だから」「私が我慢したら良い事だから」と自分一人で解決しようとしていませんか？残念ながらDVのことを一人で悩んでいても解決できる事は、ほとんどありません。まずは誰かに相談してください。相談する人がいない時、解決できない時は専門の相談窓口にご相談ください。事情に応じた情報や支援を受ける事も可能です。



マタニティハラスメント

マタニティハラスメントという言葉を知っていますか？
妊娠中や出産後等における、嫌がらせなどのことを言い、「マタハラ」とも言います。

❖マタニティハラスメントってどんなこと？❖

心無い言葉などによる精神的暴力をはじめ、**重いものを運ばせる・床を濡らしたりして滑りやすくするなどの身体的暴力**も時にはあり、それらの行為により**流産したり、早産になる事**もあります。
DVと同じく決して許すことのできない**重大な人権侵害**です。

❖昔より女性は働きやすくなった？❖

さまざまな法整備が行われ、「今はだいぶ良くなった」と聞くのですが、実際に働く女性たちからは、「マタニティハラスメントを受けたことある」との意見が多数あります。



- (例1) 妊娠したことが分かり、会社に伝えたところ「明日から来なくていい」と言われた。
(例2) つわりが激しく産婦人科の主治医より「安静にするように、仕事を続ける時は軽度（事務など）のみ可」と指示を受け、診断書をもらったので会社に提出。会社の人事課と話し合い、重い荷物を運ぶなどの仕事はしない事になったが、同僚や上司より「妊娠したらこうなると分かっているのに迷惑だ」「あの人の分まで辛い仕事を回されて困る」と言われた。
(例3) 切迫流産になっていたが仕事先で後任者が決まらず続けて働いていた時に、切迫流産の薬を隠された。
(例4) 子供が水疱瘡（みずぼうそう）にかかり、1週間ほど仕事を休んだ。仕事に復帰した時に、上司より「だから女はつかえない」「水疱瘡くらい内緒で幼稚園に通わせてれば良いのに」「急に仕事を休んで、仕事を舐めている」と言われた。

❖マタハラを受けたら、どうしたら良いの？❖

DVと同じく、残念ながら一人で悩んでいても解決できないことが多いです。まずは、誰かに相談してください。相談する人がいない時や、相談したけど解決できなかった時などは、専門の相談窓口で相談してください。



女性相談窓口について

女性相談窓口では、女性にかかわる様々なお悩みをお受けしています。

市では、一般相談と専門相談(フェミニストカウンセリング)を行っています。お気軽に問い合わせ下さい。

一般相談：月曜日～金曜日(土日、祝日、年末年始を除く)

午前10時～午後5時

面接相談と電話相談があります

☆女性問題アドバイザーが相談に応じます

☆予約は必要ありません

専門相談 (フェミニストカウンセリング)

毎月第2・4の木曜日(相談日が祝日の場合は翌日)

午後1時30分～午後4時30分

面接相談

☆フェミニスト・カウンセラーが相談に応じます

☆事前に予約が必要です(一日3名まで)

いずれの相談も、相談者の意思を尊重し、氏名や住所などを必ずお聞きするということはありません。相談内容、秘密などは厳守いたします。安心してご相談ください。

※面接相談は個室でお伺いします。

場	所	八幡人権・交流センター
お問い合わせ		075-983-1784(直通)

